国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省機密費の上納問題に関する質問主意書（塩川鉄也提出）

二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

生活保護受給世帯を担当する市町村職員に関する質問主意書（木村太郎提出）

県境海域での操業に関する質問主意書（木村太郎提出）

内閣総理大臣公邸の改修・補修・備品購入に関する質問主意書（高市早苗提出）

答弁書受領

二月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男提出外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出我が国の漁業振興に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中川秀直提出天下り・渡りに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出国際企業のリコール問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓提出子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓提出北陸新幹線をはじめ整備新幹線の未着工区間の整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出理科支援員配置事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出地籍調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出「事業仕分け結果」の平成二十三年度以降の予算編成における拘束力に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出「竹島」の記述に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出公立学校施設の耐震化等の促進に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出中学・高校生の卒業クライシスに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出鳩山内閣が進める子ども手当に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平将明提出学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問に対する答弁書

衆議院議員浜田靖一提出鯨類捕獲調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浜田靖一提出ワシントン条約締約国会議に向けた政府の取り組みに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一提出平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する再質問に対する答弁書

通知書受領

二月二十六日内閣から衆議院議員川内博史提出天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年三月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

政株式会社の人事等に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年三月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柿澤未途提出日本郵

参議院

質問主意書提出

二月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。

間質性膀胱炎に関する質問主意書（草川昭三提出）（第三五号）

答弁書受領

二月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一提出循環型社会及び自然共生社会への移行を目指して、再生骨材コンクリートのリサイクル資源等としての利活用の促進に関する再質問に対する答弁書（第二三号）

人事異動

内閣

（ウルグアイ国駐箚）特命全権大使　佐久間健一

ウルグアイ東方共和国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十二年三月十五日までとする

（鳥取地方裁判所判事兼鳥取家庭裁判所判事）判事　矢延　正平

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（鳥取地方裁判所判事兼鳥取家庭裁判所判事・鳥取簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　田中　澄夫

兼官を免ずる（以上二月二十六日）

最高裁判所

高等裁判所長官　寺田　逸郎

広島高等裁判所長官に補する

東京高等裁判所判事　倉吉　敬

さいたま地方裁判所判事に補する

さいたま地方裁判所所長を命ずる

岡山地方裁判所判事　春日　通良

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

岡山家庭裁判所判事　園部　秀穂

岡山地方裁判所判事に補する

岡山地方裁判所所長を命ずる

神戸地方裁判所判事　水上　敏

岡山家庭裁判所判事に補する

岡山家庭裁判所所長を命ずる

京都地方裁判所判事　辻本　利雄

神戸地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　大島　眞一

京都地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

京都簡易裁判所判事に補する（以上二月二十四日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、二月二十六日午前九時二十九分御出門、「内井昭蔵の思想と建築」展―自然の秩序を建築に―を御覧のため、世田谷美術館（世田谷区）へ行幸、同十一時三分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、二月二十七日ドミニカ共和国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡグループ乗員組合から、雇用確保等の要求に関して、平成22年３月３日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社、エアーニッポン株式会社、エアーセントラル株式会社、株式会社エアーニッポンネットワーク及びエアーネクスト株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月２日

厚生労働大臣　長妻　昭